

\* \* \* \* \*

# 市税の概要

令和元年度版

富山県 なんと南砺市

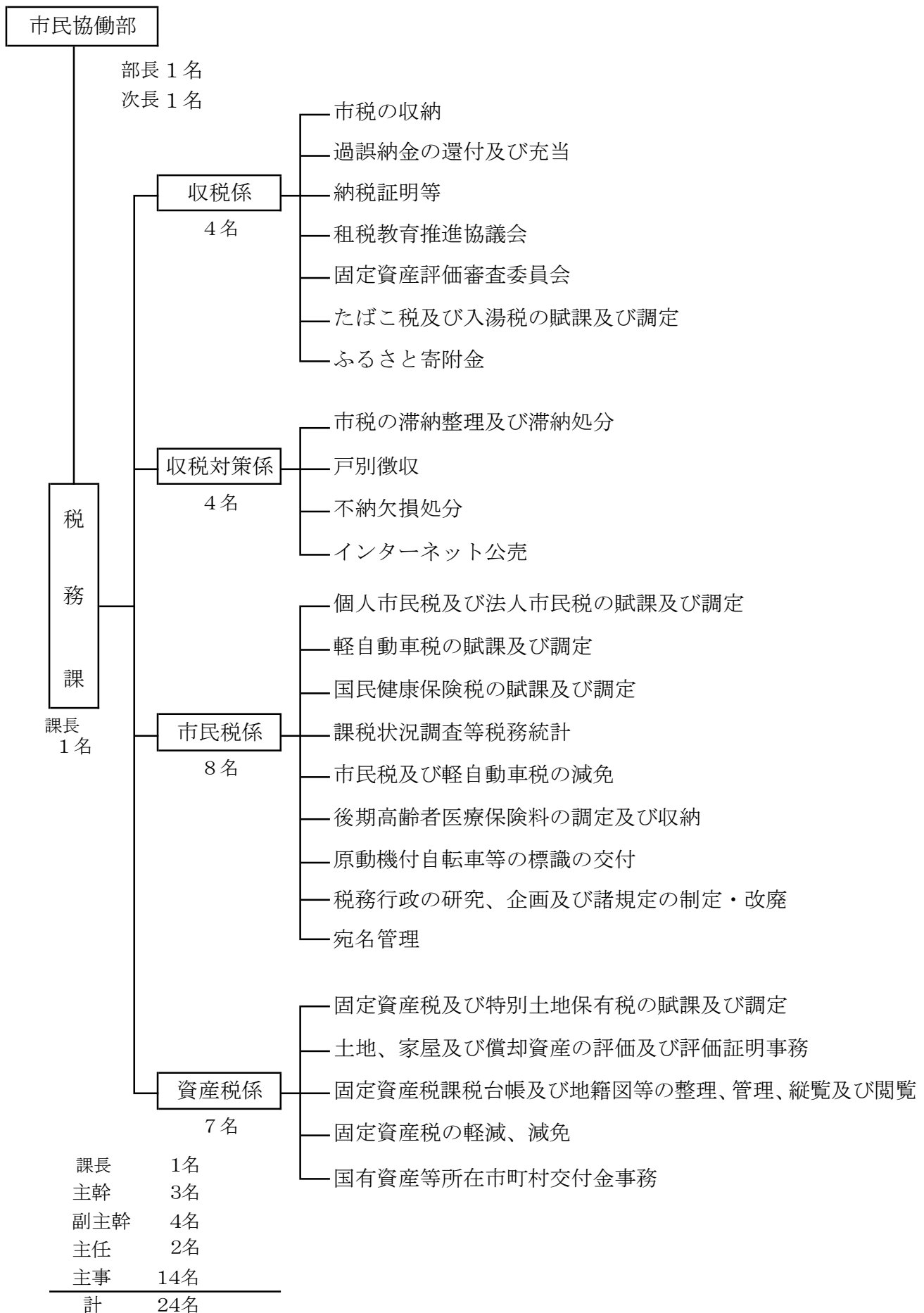
\* \* \* \* \*

# 目 次

1.	税務課機構及び事務分掌 .....	1
2.	令和元年度一般会計歳入歳出予算(当初) .....	2
3.	市税予算の推移(当初) .....	4
	(1)市税(一般会計)	
	(2)国民健康保険税(国民健康保険事業特別会計)	
4.	市税収納状況 .....	5
	(1)市税収納率 (2)国民健康保険税収納率	
	(3)督促状・催告書発送状況	
	(4)県民税徴収取扱委託金の推移 (5)口座振替納付の推移	
5.	滞納整理の状況 .....	7
	(1)滞納処分の執行停止状況	
	(2)不納欠損の推移	
6.	令和元年度市・県民税課税状況(当初) .....	8
7.	令和元年度業種別、個人市民税所得割に関する調 .....	9
	(1)所得割額構成割合の推移	
	(2)1人当り所得金額と納税義務者数の推移	
	(3)個人住民税額の推移	
8.	法人市民税調定額の推移(最終調定額) .....	11
	(1)均等割の税率と区分別法人数	
	(2)法人税割の税率の推移	
	(3)法人税割額	
9.	固定資産税額の推移 .....	13
	(1)固定資産税調定額の推移 (2)税率の推移	
	(3)固定資産税課税標準額の推移	
	イ. 土地   ロ. 家屋   ハ. 償却資産	
	(4)国有資産等所在市町村交付金及び納付金の推移	
	イ. 国有資産等交付金	
10.	軽自動車税に関する調 .....	16
11.	たばこ税に関する調 .....	17
12.	入湯税に関する調 .....	17
13.	国民健康保険税の概要 .....	18
14.	後期高齢者医療保険料(参考) .....	19
15.	税率一覧表(令和元年度) .....	20
16.	所得等の控除額の一覧表 .....	24

# 1. 税務課機構及び事務分掌

平成31年4月1日現在



## 2. 令和元年度一般会計歳入歳出予算(当初)

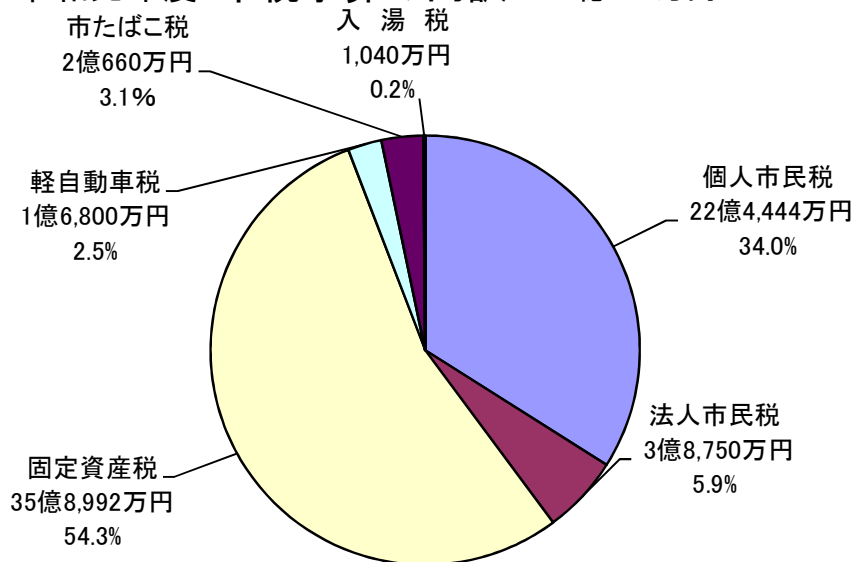
### (1) 歳入

住民登録台帳人口；平成31年4月1日現在

50,853 人(前年同期632人減)

区分	予算額 (千円)	人口1人当り (円)	構成比 (%)	自主財源 (千円)	依存財源 (千円)
1. 市税	6,606,860	129,921	20.0	6,606,860	
2. 地方譲与税	378,257	7,438	1.2		378,257
3. 利子割交付金	10,000	197	0.0		10,000
4. 配当割交付金	15,000	295	0.0		15,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	15,000	295	0.0		15,000
6. 地方消費税交付金	900,000	17,698	2.7		900,000
7. ゴルフ場利用税交付金	6,000	118	0.0		6,000
8. 環境性能割交付金	15,000	295	0.0		15,000
9. 自動車取得税交付金	40,000	786	0.1		40,000
10. 地方特例交付金	15,003	295	0.0		15,003
11. 地方交付税	13,200,000	259,572	40.0		13,200,000
12. 交通安全対策特別交付金	7,000	138	0.0		7,000
13. 分担金及び負担金	219,182	4,310	0.7	219,182	
14. 使用料及び手数料	305,844	6,014	1.0	305,844	
15. 国庫支出金	2,418,763	47,564	7.3		2,418,763
16. 県支出金	2,008,132	39,489	6.1		2,008,132
17. 財産収入	122,281	2,404	0.4	122,281	
18. 寄附金	37,110	730	0.1	37,110	
19. 繰入金	2,417,498	47,539	7.3	2,417,498	
20. 繰越金	70,000	1,376	0.2	70,000	
21. 諸収入	845,670	16,630	2.6	845,670	
22. 市債	3,397,400	66,808	10.3		3,397,400
歳入合計	33,050,000	649,912	100.0	10,624,445	22,425,555
比率%				32.1	67.9

### 令和元年度 市税予算の内訳 66億686万円



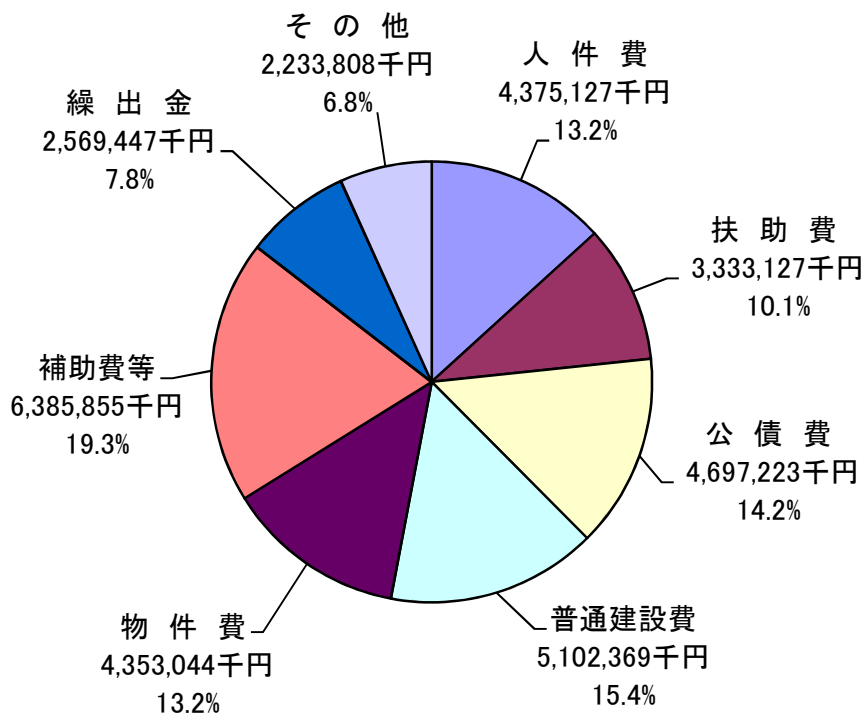
### 令和元年度市税予算内訳

税目	予算額 (千円)
個人市民税	2,244,445
法人市民税	387,495
固定資産税	3,589,925
軽自動車税	168,000
市たばこ税	206,600
入湯税	10,395
特別土地保有税	0
計	6,606,860

(2) 歳 出

区 分	予算額 (千円)	人口1人当り (円)	構成比 (%)
1. 議 会 費	277,151	5,450	0.8
2. 総 務 費	4,046,831	79,579	12.2
3. 民 生 費	8,071,953	158,731	24.5
4. 衛 生 費	3,081,667	60,599	9.3
5. 労 働 費	47,418	932	0.1
6. 農 林 水 産 業 費	1,622,069	31,897	4.9
7. 商 工 費	1,298,975	25,544	3.9
8. 土 木 費	4,712,982	92,679	14.3
9. 消 防 費	1,057,423	20,794	3.2
10. 教 育 費	3,818,353	75,086	11.6
11. 災 害 復 旧 費	193,923	3,813	0.6
12. 公 債 費	4,697,223	92,369	14.2
13. 諸 支 出 金	54,032	1,062	0.2
14. 予 備 費	70,000	1,377	0.2
歳 出 合 計	33,050,000	649,912	100.0

令和元年度 一般会計予算 性質別歳出の内訳



性質別歳出の内訳

区 分	予算額(千円)
人 件 費	4,375,127
扶 助 費	3,333,127
公 債 費	4,697,223
普通建設費	5,102,369
物 件 費	4,353,044
補助費等	6,385,855
繰 出 金	2,569,447
そ の 他	2,233,808
計	33,050,000

### 3.市税予算の推移(当初)

#### (1) 市税(一般会計)

税 目		区 分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		前年比 (B)/(A) (%)
			予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額:(A) (千円)	構成比 (%)	予算額:(B) (千円)	構成比 (%)	
市民税	個人	均等割(現年度分)	98,699	1.4	98,909	1.5	98,332	1.5	99.4
		所得割(現年度分)	2,103,268	31.6	2,136,197	32.4	2,136,113	32.3	100.0
		小 計	2,201,967	33.0	2,235,106	33.9	2,234,445	33.8	100.0
		滞納繰越分	10,000	0.2	10,000	0.2	10,000	0.2	100.0
	法人	均等割(現年度分)	171,061	2.6	173,620	2.6	171,492	2.6	98.8
		法人税割(現年度分)	200,158	3.0	216,374	3.3	215,703	3.3	99.7
		小 計	371,219	5.6	389,994	5.9	387,195	5.9	99.3
		滞納繰越分	300	0.0	300	0.0	300	0.0	100.0
固定資産税	純固定	土地	879,566	13.2	872,264	13.2	869,485	13.1	99.7
		家屋	1,540,107	23.2	1,486,957	22.6	1,516,578	23.0	102.0
		償却資産	1,103,027	16.6	1,088,679	16.5	1,073,237	16.2	98.6
		小 計	3,522,700	53.0	3,447,900	52.3	3,459,300	52.3	100.3
		滞納繰越分	20,000	0.3	20,000	0.3	20,000	0.3	100.0
	国有資産等所在市町村交付金	119,145	1.8	114,015	1.7	110,625	1.7	97.0	
軽自動車税	現年度分	157,305	2.4	158,486	2.4	167,499	2.5	105.7	
	滞納繰越分	400	0.0	400	0.0	500	0.0	125.0	
	環境性能割	0	0.0	0	0.0	1	0.0	皆増	
市たばこ税		233,500	3.5	202,900	3.1	206,600	3.1	101.8	
入湯税		12,000	0.2	11,040	0.2	10,395	0.2	94.2	
特別土地保有税		-		648	0.0	-	0.0	皆減	
市 税 合 計		6,648,536	100.0	6,590,789	100.0	6,606,860	100.0	100.2	

#### (2) 国民健康保険税(国民健康保険事業特別会計)

税 目		区 分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		前年比 (B)/(A) (%)
			予算額 (千円)	構成比 (%)	予算額:(A) (千円)	構成比 (%)	予算額:(B) (千円)	構成比 (%)	
国民健康保険税	一般医療(現年度分)	674,269	65.7	675,392	68.0	676,425	69.5	100.2	
	一般後期高齢(現年度分)	203,483	19.9	203,838	20.5	203,315	20.9	99.7	
	一般介護(現年度分)	58,999	5.7	59,095	6.0	59,250	6.1	100.3	
	退職医療(現年度分)	35,364	3.4	16,482	1.7	4,857	0.5	29.5	
	退職後期高齢(現年度分)	10,639	1.0	4,941	0.5	1,462	0.2	29.6	
	退職介護(現年度分)	8,122	0.8	3,233	0.3	667	0.1	20.6	
	小 計	990,876	96.5	962,981	97.0	945,976	97.2	98.2	
	滞納繰越分	36,291	3.5	30,078	3.0	27,149	2.8	90.3	
	計	1,027,167	100.0	993,059	100.0	973,125	100.0	98.0	

## 4. 市税収納状況

### (1) 市税収納率（一般会計）

（単位：千円、％）

区 分 税 目	平成28年度				平成29年度				平成30年度				
	調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)	収納率 (B)/((A)-(C))	調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)	収納率 (B)/((A)-(C))	調定額 (A)	収入額 (B)	不納欠損額 (C)	収納率 (B)/((A)-(C))	
市民税	個人市民税	2,260,120	2,245,921	0	99.4	2,298,106	2,283,200	0	99.4	2,283,628	2,270,696	0	99.4
	法人市民税	437,328	436,203	0	99.7	427,913	426,367	0	99.6	430,754	429,035	0	99.6
	小 計	2,697,448	2,682,124	0	99.4	2,726,019	2,709,567	0	99.4	2,714,382	2,699,731	0	99.5
固定資産税	純固定資産税	3,617,986	3,589,501	0	99.2	3,626,651	3,596,741	0	99.2	3,538,662	3,510,534	0	99.2
	国有資産等所在 市町村交付金	122,138	122,138	0	100.0	119,145	119,145	0	100.0	114,015	114,015	0	100.0
	小 計	3,740,124	3,711,639	0	99.2	3,745,796	3,715,886	0	99.2	3,652,677	3,624,549	0	99.2
軽自動車税		158,531	157,059	0	99.1	162,585	161,547	0	99.4	167,320	166,270	0	99.4
市たばこ税		241,437	241,437	0	100.0	223,694	223,694	0	100.0	218,435	218,435	0	100.0
入 湯 税		11,611	11,611	0	100.0	11,569	11,569	0	100.0	10,821	10,821	0	100.0
特別土地保有税		-	-	0	-	-	-	0	-	649	649	0	100.0
現年度課税分計		6,849,151	6,803,870	0	99.3	6,869,663	6,822,263	0	99.3	6,764,284	6,720,455	0	99.4
滞納繰越分	個人市民税	85,445	16,045	1,059	19.0	81,880	15,830	925	19.6	79,011	17,737	477	22.6
	法人市民税	17,041	2,040	8,043	22.7	8,002	926	332	12.1	8,363	946	289	11.7
	固定資産税	194,887	19,810	8,972	10.7	194,604	20,270	6,530	10.8	197,702	27,292	5,141	14.2
	軽自動車税	4,620	974	46	21.3	4,682	1,091	61	23.6	4,549	1,051	47	23.3
	計	301,993	38,869	18,120	13.7	289,168	38,117	7,848	13.5	289,625	47,026	5,954	16.6
一般市税 合計		7,151,144	6,842,739	18,120	95.9	7,158,831	6,860,380	7,848	95.9	7,053,909	6,767,481	5,954	96.0

### (2) 国民健康保険税収納率（国民健康保険事業特別会計）

国民健康保険税	現年度課税分	1,081,444	1,055,939	0	97.6	1,047,058	1,023,882	0	97.8	1,009,287	988,105	0	97.9
	滞納繰越分	165,195	35,337	2,201	21.7	152,795	31,059	1,021	20.5	142,106	30,688	575	21.7
	計	1,246,639	1,091,276	2,201	87.7	1,199,853	1,054,941	1,021	88.0	1,151,393	1,018,793	575	88.5

(3) 督促状・催告書発送状況

期別	督促状発送件数					
	平成29年度	平成30年度				
		市県民税		固定資産税	軽自動車税	国保税
普通徴収	特別徴収					
4月	15	25	42			19
5月	1,062	8	33	903		9
6月	950		28		955	1
7月	558	473	43			1
8月	1,161		98	763		278
9月	790	398	45			273
10月	314		49			253
11月	795	413	48			253
12月	293		42			228
1月	1,025		67	685		233
2月	758	432	35			236
3月	1,043		51	688		240
随期	0					
小計	8,764	1,749	581	3,039	955	2,024
合計	8,764			8,348		

月	催告書発送件数	
	平成29年度	平成30年度
4月	1,061	1,022
8月	1,083	1,101
11月	1,002	967
計	3,146	3,090

(4) 県民税徴収取扱委託金の推移

(単位:千円)

年度	(納税義務者の数)× 3,000円	その他取扱費 (還付充当金他)	平成18年度以前の年度分 の県民税に対する分 (県民税額×7%)	委託金額 合計
平成26年度	(29,045) 87,770	6,544	23	94,337
平成27年度	(28,645) 86,475	5,016	26	91,517
平成28年度	(28,716) 86,320	4,971	31	91,322
平成29年度	(28,726) 86,348	3,151	12	89,511
平成30年度	(28,558) 86,157	4,354	21	90,532

(5) 口座振替納付の推移

(単位:件、%)

年 度	納税通知書 件数	口座振替 依頼件数	口座振替率
平成27年度	35,119	26,143	74.4
平成28年度	56,179	44,466	79.2
平成29年度	54,773	43,480	79.4
平成30年度	54,079	42,411	78.4
令和元年度	53,032	39,079	73.7

各年度当初賦課、納税通知書にかかる件数とする。

※平成28年度から単税化により税目ごとに納税通知・督促状を送付



## 5. 滞納整理の状況

### (1) 滞納処分の執行停止状況

(単位:円、件)

税目	年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数
個人市民税		4,500	1	2,257,931	32	1,536,989	21
法人市民税		0	0	144,000	1	48,690	1
固定資産税		4,253,463	14	13,384,708	75	1,222,871	7
軽自動車税		0	0	105,800	16	0	0
国民健康保険税		0	0	875,300	22	263,200	3
計		4,257,963	15	16,767,739	146	3,071,750	32

\*個人市民税額は県民税を含む。

### (2) 不納欠損の推移

(単位:円、件)

税目	年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数
個人市民税		1,059,578	20	924,988	26	477,006	17
法人市民税		8,042,630	4	331,715	4	288,690	5
固定資産税		8,971,657	50	6,530,500	30	5,140,919	34
軽自動車税		45,800	8	60,400	9	47,200	6
国民健康保険税		2,200,715	20	1,021,000	19	575,400	9
計		20,320,380	102	8,868,603	88	6,529,215	71

## 6. 令和元年度 市・県民税課税状況（当初調定）

調定日 令和元年6月14日

区 分		金額(千円)
所得額	総所得金額	63,534,478
	山林所得	300
	分離譲渡所得	256,863
	株式等譲渡所得	121,609
	上場株式等配当所得	17,963
	先物取引に係る雑所得	43,769
	合 計 (A)	63,974,982
所得控除額	雑損控除	5,051
	医療費控除	597,537
	社会保険料控除	12,198,658
	小規模企業共済掛金控除	259,832
	生命保険料控除	1,045,894
	地震保険料控除	86,411
	障害者控除	388,700
	寡婦控除	119,360
	寡夫控除	14,820
	配偶者控除	985,570
	配偶者特別控除	353,170
	扶養控除	2,195,150
	同居特別障害加算分	65,320
	勤労学生	260
基礎控除	8,048,370	
合 計 (B)	26,364,103	
課税所得金額 (A) - (B)		37,610,879

区 分		金額(千円)	
税額控除額	調整控除		53,055
	配当控除		2,359
	住宅借入金等特別税額控除		21,544
	寄付金税額控除		15,057
	外国税額控除		18
	合 計		92,033
税額調整額			310
配当割額の控除額			2,873
株式等譲渡所得割額の控除額			2,423
区 分		納税義務者数	税 額(千円)
市民税	均 等 割	28,331	99,159
	所 得 割	24,358	2,141,414
	計 ①		2,240,573
県民税	均 等 割	28,331	56,662
	所 得 割	24,346	1,427,100
	計 ②		1,483,762
課 税 額 計 ①+②			3,724,335
市・県民税負担割合		市 民 税	60.2%
		県 民 税	39.8%
①のうち給与特徴でR2年度の収入となる額 =③ (市民税)			297,647
給与特徴でH30年度分からR1年度の収入となる額 =④ (市民税)			288,959
①-③+④ 差 引 調 定 額 (市民税)			2,231,885

## 7. 令和元年度業種別、個人市民税所得割に関する調(課税状況調より)

令和元年7月1日現在

区 分	納税義務者 (人)	総所得金額等 (千円)	所得控除額 (千円)	課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	税額控除額等 (千円)	所得割額 (千円)	平均税率 (%)
給与所得者	19,043	53,210,994	21,560,776	31,650,218	1,898,234	75,062	1,823,172	6.0
営業等所得者	828	2,766,785	1,015,806	1,750,979	105,026	4,183	100,843	6.0
農業所得者	194	473,057	216,482	256,575	15,386	657	14,729	6.0
その他所得者	4,122	6,120,818	3,297,502	2,823,316	169,228	12,871	156,357	6.0
小 計	24,187	62,571,654	26,090,566	36,481,088	2,187,874	92,773	2,095,101	6.0
分離所得者	202	963,124	273,537	1,129,791	54,980	4,866	50,114	4.9
合 計	24,389	63,534,778	26,364,103	37,610,879	2,242,854	97,639	2,145,215	6.0

### (1) 所得割額構成割合(%)の推移

区分	所得割額 (千円、%)			備 考
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
給与所得者	1,832,103	1,834,073	1,823,172	
	84.0	84.8	85.0	
営業等所得者	107,498	102,338	100,843	
	4.9	4.7	4.7	
農業所得者	21,184	18,577	14,729	
	1.0	0.9	0.7	
その他所得者	163,588	158,595	156,357	
	7.4	7.4	7.3	
分離所得者	57,899	48,485	50,114	
	2.7	2.2	2.3	
合 計	2,182,272	2,162,068	2,145,215	
	100.0	100.0	100.0	

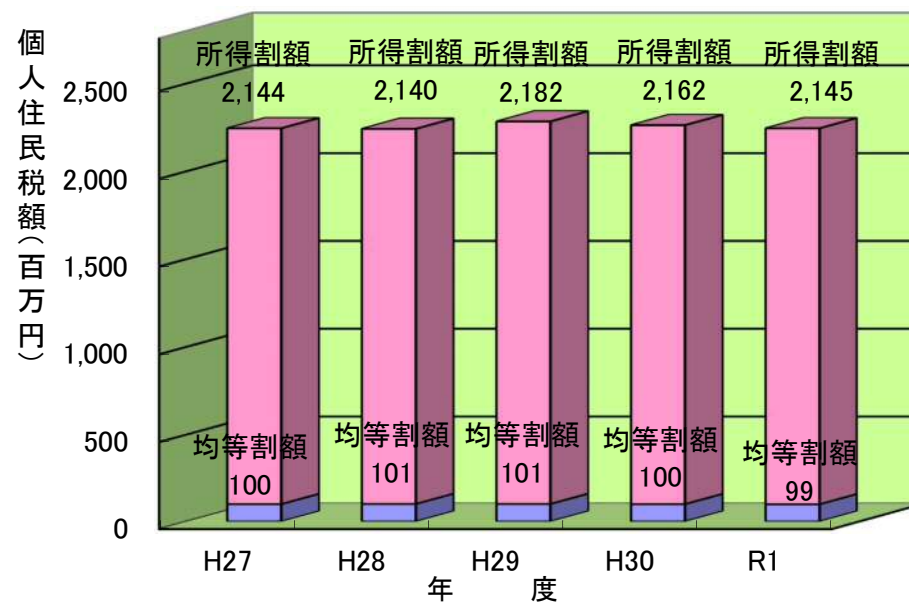
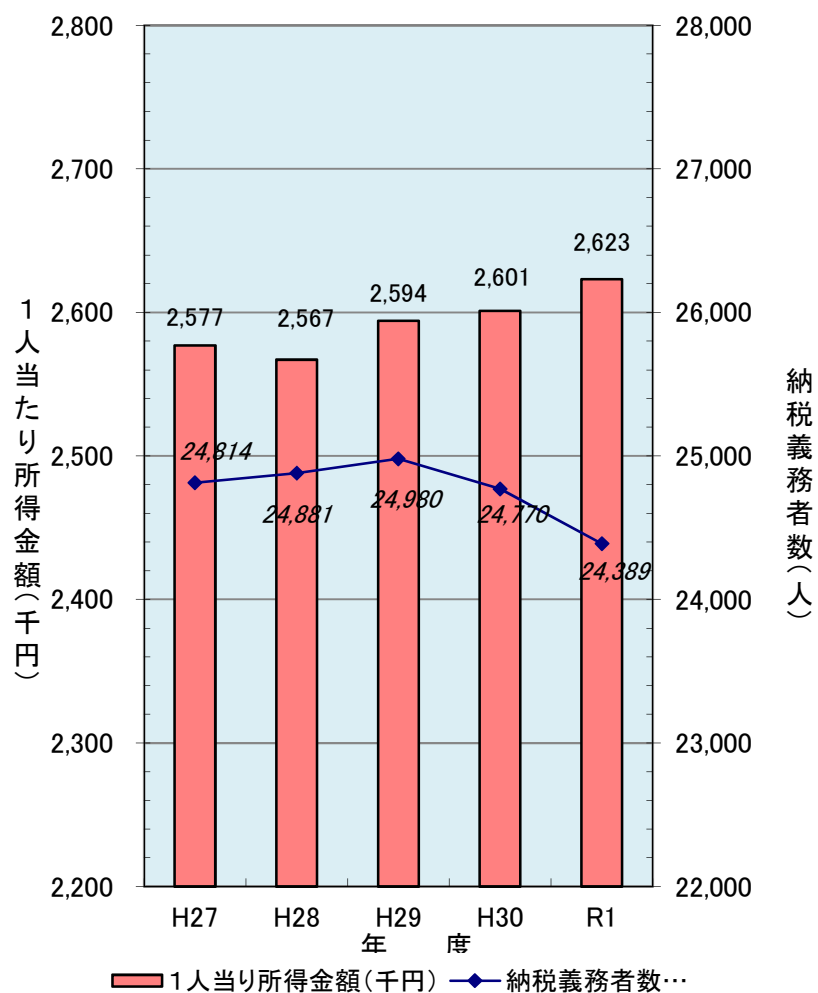
下段は、構成割合

(2) 一人当り所得金額と納税義務者数の推移

個人住民税 年度	一人当り所得 金額(千円)	納税義務者数 (人)	一人当り所得 割額(円)
平成27年度	2,577	24,814	84,698
平成28年度	2,567	24,881	86,401
平成29年度	2,594	24,980	85,690
平成30年度	2,601	24,770	88,101
令和元年度	2,623	24,389	87,958

(3) 個人住民税額の推移

個人住民税 年度	均等割額	所得割額	計(百万円)
平成27年度	100	2,144	2,244
平成28年度	101	2,140	2,241
平成29年度	101	2,182	2,283
平成30年度	100	2,162	2,262
令和元年度	99	2,145	2,244



## 8. 法人市民税調定額の推移 (最終調定額)

(金額単位:千円)

年度	事業所数	現年度分		滞納繰越分		合計		
		均等割	法人税割	均等割	法人税割	均等割	法人税割	計
平成27年度	1,178	182,416	306,439	9,570	7,910	191,986	314,349	506,335
平成28年度	1,195	172,979	264,349	9,223	7,818	182,202	272,167	454,369
平成29年度(A)	1,206	179,257	248,656	7,995	7	187,252	248,663	435,915
平成30年度(B)	1,202	171,493	259,261	8,356	6	179,849	259,267	439,116
(B)/(A) %	99.7	95.7	104.3	104.5	85.7	96.0	104.3	100.7

### (1)均等割の税率と区分別法人数

区分	資本金等の額	従業者数	均等割額 (千円)	平成27年度 法人数(社)	平成28年度 法人数(社)	平成29年度 法人数(社)	平成30年度 法人数(社)
9号法人	50億円 < 資本金	50人を超える	3,600	10	11	11	10
8号法人	10億円 < 資本金 ≤ 50億円	〃	2,100	8	7	7	5
7号法人	10億円 < 資本金	50人以下	492	36	35	35	39
6号法人	1億円 < 資本金 ≤ 10億円	50人を超える	480	10	10	11	11
5号法人	1億円 < 資本金 ≤ 10億円	50人以下	192	40	43	47	48
4号法人	1千万円 < 資本金 ≤ 1億円	50人を超える	180	30	30	25	26
3号法人	1千万円 < 資本金 ≤ 1億円	50人以下	156	270	264	264	258
2号法人	資本金 ≤ 1千万円	50人を超える	144	5	5	5	5
1号法人	資本金 ≤ 1千万円 (法人でない社団等を含む)	50人以下	60	769	790	801	800
計				1,178	1,195	1,206	1,202

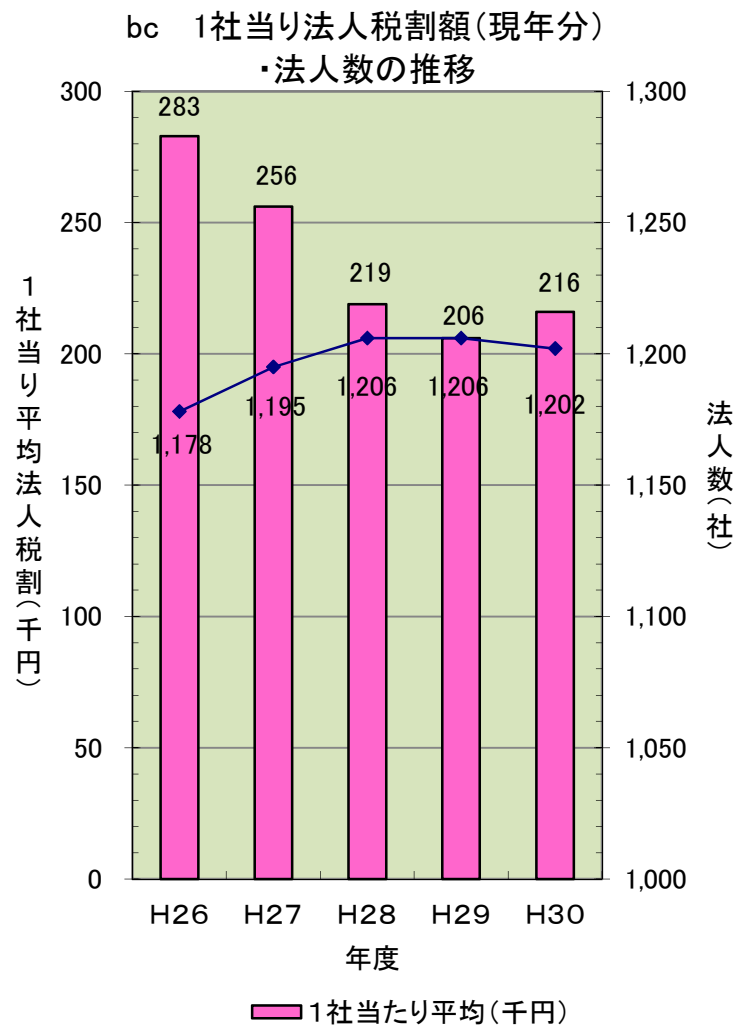
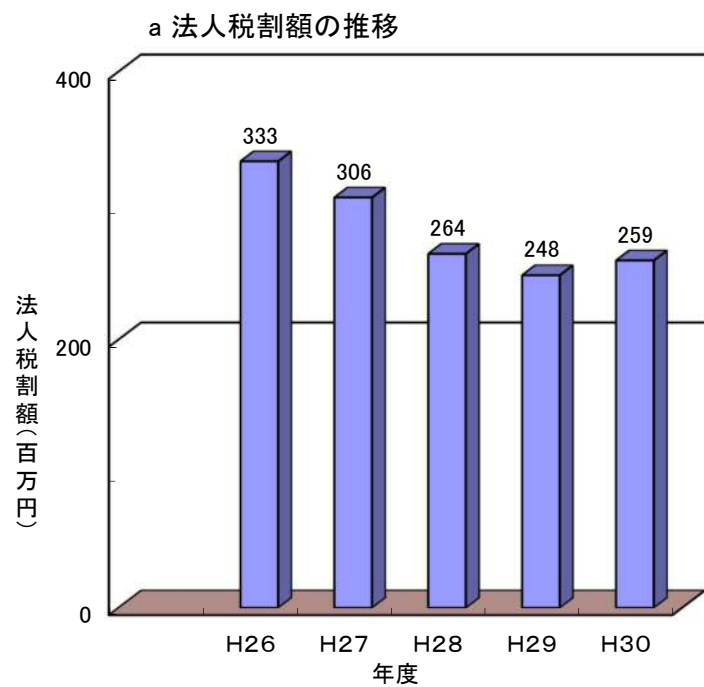
### (2)法人税割の税率の推移

(%)

	城端	平	上平	利賀	井波	井口	福野	福光
平成16年度(合併前)	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	14.7	14.5	14.7
平成16年度(合併後)	14.7							
平成26年10月～	12.1 (平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)							
令和元年10月～	8.4 (平成元年10月1日以後に開始する事業年度から適用)							

(3) 法人税割額(現年分)

	法人税割額 (百万円) a	1社当たり平均 (千円) b	法人数 (社) c
平成26年度	333	283	1,178
平成27年度	306	256	1,195
平成28年度	264	219	1,206
平成29年度	248	206	1,206
平成30年度	259	216	1,202



## 9. 固定資産税額の推移

### (1) 固定資産税調定額の推移

(単位:千円)

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
固定資産税調定額	3,687,799	3,679,018	3,691,924	3,591,824	3,617,967	3,619,246	3,538,649	3,538,464

(現年度課税分で、過年度分、国有資産等所在市町村交付金を含まない純固定資産税額とし、令和元年度は当初調定、他年度は最終調定)

### (2) 税率(%)の推移 (固定資産税額=課税標準額×税率)

(単位:%)

平成16年度 (旧町村)	城端	平	上平	利賀	井波	井口	福野	福光
	1.50	1.70	1.70	1.70	1.45	1.50	1.50	1.55
平成17年度～ (南砺市)	全域							
	1.45							

### (3) 固定資産税課税標準額の推移 (各年度とも当初賦課)

#### イ. 土地 (法定免税点以上のもの)

概要調書より (単位:千円)

年 度 地 目	課 税 標 準 額								
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
田 (介在田含む)	7,972,516	8,024,069	7,990,711	7,944,262	7,930,074	7,834,517	7,823,090	7,753,360	
畑 (介在畑含む)	235,766	234,811	234,736	235,148	232,668	242,242	242,061	241,504	
宅 地	小規模住宅用地	5,091,264	4,975,275	5,015,104	5,024,068	5,007,475	4,952,968	4,884,422	4,868,397
	一般住宅用地	13,609,899	13,536,856	13,896,810	14,068,775	14,115,972	14,085,529	13,945,691	13,901,281
	住宅用地以外の宅地	32,618,717	32,349,050	32,328,228	31,823,951	31,887,526	31,756,746	31,490,071	31,246,227
	計	51,319,880	50,861,181	50,861,181	50,916,794	51,010,973	50,795,243	50,320,184	50,015,905
鉱 泉 地	1,761	1,783	1,805	1,826	1,848	1,854	1,854	1,854	
池 沼	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	非課税地	
山 林	423,114	423,349	423,886	423,978	424,706	426,861	427,633	427,416	
原 野	39,095	39,072	39,112	39,224	39,236	39,244	39,602	39,611	
雑 種 地	3,184,231	3,322,279	3,289,783	3,353,637	3,281,922	3,330,754	3,353,737	3,375,486	
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	63,176,363	62,906,544	62,906,544	62,914,869	62,921,427	62,670,715	62,208,161	61,855,136	

ロ. 家 屋（法定免税点以上のもの）

概要調書より（単位：千円）

年 度 家屋の種類		課 税 標 準 額（「木造以外の家屋」については決定価格）								
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
木 造 家 屋	専用住宅 （共同住宅含む）	42,595,515	43,363,922	44,442,855	44,157,092	45,011,518	45,894,603	44,628,938	45,568,578	
	併 用 住 宅	1,693,979	1,694,458	1,695,209	1,622,890	1,615,537	1,606,328	1,535,998	1,562,262	
	農 家 住 宅	708,750	702,785	693,253	専用住宅へ	専用住宅へ	専用住宅へ移行	専用住宅へ移行	専用住宅へ移行	
	付 属 家	4,064,313	4,115,510	4,142,102	4,067,998	4,094,587	4,135,818	4,061,973	4,069,293	
	事務所・銀行・店舗	634,948	635,264	686,422	679,551	698,638	747,098	726,093	784,435	
	劇 場・病 院	39,362	41,253	40,658	37,601	48,479	48,479	44,312	44,312	
	旅館・料亭・ホテル （H26まで公衆浴場含む）	123,363	121,911	122,850	116,642	115,478	114,861	112,722	112,722	
	工 場・倉 庫	403,109	406,326	411,725	403,482	403,983	401,405	398,081	410,858	
	土 蔵	731,988	723,847	718,977	709,370	705,991	704,176	697,395	692,958	
	計	50,995,327	51,805,276	52,954,051	51,794,626	52,694,211	53,652,768	52,205,512	53,245,418	
木 造 以 外 の 家 屋	専用住宅 （共同住宅を含む）	鉄骨鉄筋コン造	42,030	42,030	181,913	179,367	179,367	179,367	174,384	174,384
		鉄筋コン造	2,475,309	2,397,517	2,409,891	2,407,306	2,397,560	2,368,791	2,290,001	2,276,203
		鉄 骨 造	4,928,349	4,928,349	4,976,952	4,804,411	4,820,995	4,848,938	4,665,559	4,641,709
		軽量鉄骨造	1,928,308	1,976,212	1,993,128	1,897,026	1,900,885	1,929,063	1,812,913	1,839,472
		れんが・コンク リートブロック造	135,306	133,836	133,508	124,337	124,337	123,691	116,654	116,241
		小 計	9,509,302	9,477,944	9,695,392	9,412,447	9,423,144	9,449,850	9,059,511	9,048,009
	その他	鉄骨鉄筋コン造	530,545	530,545	524,253	493,537	493,537	493,537	464,764	464,764
		鉄筋コン造	6,751,072	6,740,340	6,766,667	6,397,544	6,377,094	6,368,290	6,196,244	6,214,478
		鉄 骨 造	38,788,736	39,453,221	40,137,834	37,925,600	38,158,915	38,795,545	37,148,450	38,099,080
		軽量鉄骨造	2,327,565	2,332,910	2,358,979	2,275,029	2,275,123	2,281,131	2,167,155	2,227,458
		れんが・コンク リートブロック造	309,581	272,005	236,021	220,101	219,624	217,171	207,013	206,454
		小 計	48,707,499	49,329,021	50,023,754	47,311,811	47,524,293	48,155,674	46,183,626	47,212,234
	計	58,216,801	58,806,965	59,719,146	56,724,258	56,947,437	57,605,524	55,243,137	56,260,243	
合 計	109,212,128	110,612,241	112,673,197	108,518,884	109,641,648	111,258,292	107,448,649	109,505,661		

※平成27年度評価替えに伴う用途区分変更により公衆浴場は「工場、倉庫」へ移行



[上段は個人分・下段は法人分]

概要調書より(単位:千円)

ハ. 償却資産 (法定免税点以上のもの)

年 度 種 類	課 税 標 準 額							
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
構 築 物	279,416	250,210	265,580	233,794	259,291	279,693	317,089	303,373
	4,055,495	4,452,209	4,771,149	4,672,729	4,917,935	5,026,037	5,205,873	5,300,335
機 械 及 び 装 置	248,471	232,275	255,108	297,214	335,535	445,557	541,119	505,621
	16,727,144	16,065,398	16,633,712	16,395,483	17,689,169	17,551,596	18,861,198	18,877,145
船 舶	-	-	-	-	-	-	-	-
	324	323	323	1,950	1,136	748	570	457
車 両 及 び 運 搬 具	8,152	6,139	8,871	16,629	5,516	17,301	15,130	8,413
	205,713	198,042	205,720	215,740	278,223	336,987	363,396	337,165
工 具、器 具 及 び 備 品	147,083	133,010	119,989	103,187	112,672	106,404	114,142	132,778
	3,443,435	3,748,364	3,856,226	3,640,026	3,826,569	3,765,441	3,670,833	3,670,975
計	683,122	621,634	649,548	649,548	713,014	848,955	987,480	950,185
	24,432,111	24,464,336	25,467,130	25,467,130	26,713,032	26,680,809	28,101,870	28,186,077
法第389条 関 係	-	-	-	-	-	-	-	-
	59,496,506	57,814,525	55,651,184	53,014,643	51,754,218	50,559,774	48,025,551	46,738,423
合 計	683,122	621,634	649,548	649,548	713,014	848,955	987,480	950,185
	83,928,617	82,278,861	81,118,314	78,481,773	78,467,250	77,240,583	76,127,421	74,924,500

(4) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金の推移

イ. 国有資産等交付金

(単位:千円)

年 度 区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
中部森林管理局	1,303	1,230	1,230	1,256	1,323	1,358	1,357	1,412
北陸財務局	37	35	34	33	32	32	31	31
富山県企業局	128,363	123,207	117,893	112,358	120,039	117,079	111,965	108,519
富 山 県	745	744	744	744	744	677	663	663
合 計	130,448	125,216	119,901	114,391	122,138	119,146	114,016	110,625

# 10. 軽自動車税に関する調

(単位:千円)

区 分 種 類		税率 1台当 (円)	平成27年度 (最 終)		H28～ 新税率 1台当 (円)	平成28年度 (最 終)		平成29年度 (最 終)		平成30年度 (最 終)		令和元年度 (当 初)		
			課税台数	調定額		課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額	課税台数	調定額	
原 付 自 転 車	原付1種	1,000	2,594	2,594	2,000	2,370	4,740	2,154	4,308	2,009	4,018	1,872	3,744	
	原付2種 乙	1,200	188	226	2,000	164	328	154	308	139	278	133	266	
	原付2種 甲	1,600	203	325	2,400	205	492	208	499	218	523	228	547	
	ミニカー	2,500	36	90	3,700	36	133	36	133	37	137	33	122	
	小 計		3,021	3,235		2,775	5,693	2,552	5,248	2,403	4,956	2,266	4,679	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	一 般	二輪車 (ボートトレーラ含む)	2,400	578	1,387	3,600	582	2,095	576	2,073	566	2,038	567	2,041
		四 輪 車	乗 用(営)	5,500	-	-	税率 一覽 P21 P22 参照	-	-	-	-	-	-	-
	乗 用(自)		7,200	13,137	94,586	13,035		105,337	13,032	109,914	13,101	114,522	13,120	117,775
	貨物用(営)		3,000	86	258	86		287	84	284	89	304	88	307
	貨物用(自)		4,000	7,145	28,580	6,984		32,897	6,930	33,188	6,904	33,557	6,872	33,908
	農耕用		1,600	3,135	5,016	2,000	3,049	6,098	2,868	5,736	2,782	5,564	2,697	5,394
	特殊作業用		4,700	503	2,364	5,900	501	2,956	505	2,980	526	3,103	550	3,245
	小 計			24,584	132,191		24,237	149,670	23,995	154,175	23,968	159,088	23,894	162,670
二輪の小型自動車		4,000	529	2,116	6,000	528	3,168	527	3,162	546	3,276	548	3,288	
合 計			28,134	137,542		27,540	158,531	27,074	162,585	26,917	167,320	26,708	170,637	

\*元年度は当初調定、他年度は最終調定

## 11. たばこ税に関する調

(単位:本、円)

種類 年度	旧3級品以外			旧3級品			調定額 (A+B)
	売り渡し本数	税率 1,000本 当	調定額 (A)	売り渡し 本数	税率 1,000本 当	調定額 (B)	
平成26年度	48,340,712	5,262	254,368,822	2,090,560	2,495	5,215,950	259,584,772
平成27年度	46,923,907	5,262	246,913,595	2,135,540	2,495	5,328,172	252,241,767
平成28年度	44,785,828	5,262	235,663,017	3月分 274,200	2,495	684,129	241,436,645
	手持ちたばこ 58,780	430	25,269	4~2月分 1,731,360	2,925	5,064,230	
平成29年度	41,496,414	5,262	218,354,124	3月分 207,800	2,925	607,815	223,693,606
	手持ちたばこ 33,980	430	14,605	4~2月分 1,405,980	3,355	4,717,062	
平成30年度	2~9月分 24,946,494	5,262	131,268,449	3月分 162,980	3,355	546,798	218,435,100
	10~2月分 14,332,312	5,692	81,581,388				
	手持ちたばこ 60,340	645	38,912	4~2月分 1,059,980	4,000	4,239,920	
	手持ちたばこ 1,682,402	430	759,633				

## 12. 入湯税に関する調

(単位:人、円)

年度	項目	税率 1人1日 当り	課税人数	調定額	課税免除 人数	備考
平成26年度		150円	78,550	11,782,500	415,046	
平成27年度		150円	80,929	12,139,350	430,171	
平成28年度		150円	77,409	11,611,350	426,512	
平成29年度		150円	77,128	11,569,200	416,467	
平成30年度		150円	72,142	10,821,300	381,130	

### 13. 国民健康保険税の概要

#### (1) 令和元年度国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算(当初)

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
1. 国民健康保険税	973,125	1. 総務費	86,837
2. 使用料及び手数料	150	2. 保険給付費	3,676,788
3. 県支出金	3,792,060	3. 国民健康保険事業費納付金	1,397,759
8. 財産収入	2,664	8. 保健事業費	103,564
10. 繰入金	506,960	9. 基金積立金	2,664
11. 繰越金	30,000	11. 諸支出金	41,088
12. 諸収入	33,741	12. 予備費	30,000
歳入合計	5,338,700	歳出合計	5,338,700

#### (2) 国民健康保険税税率の推移

年 度	医 療 分					後 期 支 援 分					介 護 保 険 分				
	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 1人(円)	平等割 世帯(円)	賦課 限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 1人(円)	平等割 世帯(円)	賦課 限度額 (円)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 1人(円)	平等割 世帯(円)	賦課 限度額 (円)
平成26年度	7.65	—	29,600	23,500	510,000	2.10	—	8,200	6,400	160,000	1.95	—	10,600	6,000	140,000
平成27年度	7.65	—	29,600	23,500	520,000	2.10	—	8,200	6,400	170,000	1.95	—	10,600	6,000	160,000
平成28年度	6.40	—	25,500	19,700	540,000	1.90	—	7,700	6,000	190,000	1.60	—	8,200	4,500	160,000
平成29年度	6.40	—	25,500	19,700	540,000	1.90	—	7,700	6,000	190,000	1.60	—	8,200	4,500	160,000
平成30年度	6.40	—	25,500	19,700	580,000	1.90	—	7,700	6,000	190,000	1.60	—	8,200	4,500	160,000
令和元年度	6.40	—	25,500	19,700	610,000	1.90	—	7,700	6,000	190,000	1.60	—	8,200	4,500	160,000

## 14.後期高齢者医療保険料(参考)

### (1)保険料の算出方法

	対 象	料 率 等
所得割額	賦課のもととなる所得金額…注①	8.6%
均等割額	被保険者一人につき	43,800円
賦課限度額		62万円

注①：前年中の総所得金額、分離短期・分離長期譲渡所得金額、株式等にかかる譲渡所得金額、商品先物取引にかかる雑所得及び山林所得金額の合計額から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額

### (2)保険料の軽減

均等割額の軽減

①低所得者への軽減(同一世帯のすべての被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額で判定)

- ・8.5割軽減 基礎控除額(33万円)以下
- ・8割軽減 8.5割軽減される世帯のうち、被保険者全員が所得0円の場合(ただし、公的年金控除額は80万円として計算)  
※令和元年度より9割から8割軽減になるが、負担増とならないように、介護保険料軽減強化・年金生活者支援給付金などの措置あり
- ・5割軽減 基礎控除額(33万円)+(28万円×被保険者数)以下
- ・2割軽減 基礎控除額(33万円)+(51万円×被保険者数)以下

②被用者保険の被扶養者であった人への軽減(後期高齢者医療制度の資格取得日の前日に被用者保険の被扶養者であった人)

- ・所得割額 負担なし
- ・均等割額 5割軽減(資格取得日より2年間)

### (3)収納状況

(単位:千円、%)

区分 科目	平成28年度				平成29年度				平成30年度			
	調定額 (A)	収入 (B)	不能欠損額 (C)	収納率 (B)/((A)-(C))	調定額 (A)	収入 (B)	不能欠損額 (C)	収納率 (B)/((A)-(C))	調定額 (A)	収入 (B)	不能欠損額 (C)	収納率 (B)/((A)-(C))
現年度賦課分	554,352	553,369	0	99.8	597,000	595,977	0	99.8	610,501	609,838		99.9
滞納繰越分	2,179	1,035	22	48.0	2,105	455	0	21.6	2,673	1,865		69.8
計	556,531	554,404	22	99.6	599,105	596,432	0	99.6	613,174	611,703	0	99.8

# 15. 税率一覧表（令和元年度）

## ◎ 市・県民税

### (1) 均等割

イ 個人住民税 市民税 3,500円(非課税限度額(28.0万円×<sup>注1</sup>家族数+<sup>注2</sup>加算額16.8万円)以下のとき又は、前年度合計所得 125万円以下の障害者、未成年者、寡婦、寡夫

県民税 2,000円(<sup>注3</sup>同 上 )

注1) 家族数は控除対象配偶者及び扶養親族の数+1

注2) 加算額は控除対象配偶者、扶養親族を有するとき

注3) 県民税均等割のうち500円は「水と緑の森づくり税」

### ロ 法人住民税

区分	資本金等の額	従業者数	均等割額 (千円)
9号法人	50億円 < 資本金	50人を超える	3,600
8号法人	10億円 < 資本金 ≤ 50億円	〃	2,100
7号法人	10億円 < 資本金	50人以下	492
6号法人	1億円 < 資本金 ≤ 10億円	50人を超える	480
5号法人	1億円 < 資本金 ≤ 10億円	50人以下	192
4号法人	1千万円 < 資本金 ≤ 1億円	50人を超える	180
3号法人	1千万円 < 資本金 ≤ 1億円	50人以下	156
2号法人	資本金 ≤ 1千万円	50人を超える	144
1号法人	資本金 ≤ 1千万円 (法人でない社団等を含む)	50人以下	60

### (2) 個人・所得割

#### イ 一般申告・総所得にかかる税率

区分 課税総所得金額	市民税	県民税
	税率	税率
一律	6%	4%

非課税限度額 ① 35万円×(本人+控除対象配偶者及び扶養親族の合計数)+<sup>注4</sup>加算額32万円

② 前年度合計所得 125万円以下の障害者、未成年者、寡婦、寡夫

注4) 加算額は控除対象配偶者、扶養親族を有するとき

#### ロ 分離申告・長期譲渡所得にかかる税率

	市民税	県民税
課税長期譲渡所得金額(A)	(A)×3.0%	(A)×2.0%

※ 所得税(国税) 平成16年分以降 (A)×15%

#### ハ 分離申告・優良住宅等の造成長期譲渡所得にかかる税率

	市民税	県民税
特別控除後の譲渡益が 2,000万円以下の部分	×2.4%	×1.6%
〃 2,000万円を超える部分	×3.0%	×2.0%

※ 所得税(国税) 平成16年分以降 特別控除後の譲渡益が2,000万円以下の部分 ×10%  
〃 が2,000万円を超える部分 ×15%

ニ 分離申告・短期譲渡所得にかかる税率

	市 民 税	県 民 税
課税短期譲渡所得金額	×5.4%	×3.6%

※ 所得税(国税) 平成16年分以降

課税短期譲渡所得金額

×30%

ホ 調整控除(平成19年度より)

- ① 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の場合

次の a または b のいずれか少ない額の5%

a, 人的控除額の差の合計額 b, 個人住民税の課税所得金額

- ② 個人住民税の課税所得金額が200万円を超える場合

{人的控除額の差の合計額－(個人住民税の課税所得金額－200万円)}×5%

※ ただし、この差が2,500円未満の場合は、2,500円とする。

(3) 法人・法人税割

法人税額×12.1%(平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用)

法人税額× 8.4%(令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用)

◎ 固定資産税

固定資産課税標準額×1.45%(平成17年度より)

◎ 軽自動車税

(1) 種別割(令和元年10月1日環境性能割創設により、従来の軽自動車税より名称変更)

イ 原動機付自転車、小型特殊自動車及び二輪車等

- ① 総排気量が0.05ℓ以下のもの、又は定格出力が0.6kw以下のもの 年額 2,000円
- ② 二輪のもので総排気量が0.05ℓを超え0.09ℓ以下のもの、又は定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの 年額 2,000円
- ③ 二輪のもので総排気量が0.09ℓを超えるもの、又は定格出力が0.8kwを超えるもの 年額 2,400円
- ④ 三輪以上のもので総排気量が0.02ℓを超えるもの、又は定格出力が0.25kwを超えるもの 年額 3,700円
- ⑤ 小型特殊自動車 a 農耕作業用自動車及び刈取脱穀作業自動車 年額 2,000円  
b その他のもの 年額 5,900円
- ⑥ 専ら雪上を走行するもの 年額 3,000円
- ⑦ 二輪のもの125cc超250cc以下(側車付のものを含む) 年額 3,600円
- ⑧ 二輪の小型自動車250cc超 年額 6,000円

ロ 四輪以上及び三輪の軽自動車

車種区分		平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両【旧税額】	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両【新税額】	最初の新規検査から13年を経過した車両【重課税額】	
四輪以上	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨 物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三 輪		3,100円	3,900円	4,600円	

○平成29年4月1日から平成31年3月31日までに最初の新規検査を受けた四輪以上及び三輪の軽自動車で、排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成30・令和元年度の軽自動車税が軽減されます。但し、軽減は初めての車両番号の指定を受けた年度の翌年度限りです。

車種／内容			平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両	グリーン化特例(軽課)適用税額		
				(ア)概ね75%軽減	(イ)概ね50%軽減	(ウ)概ね25%軽減
四輪以上	乗 用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨 物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
三 輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円

※ 軽自動車は、当該年度の4月1日現在の所有者に課税され、年度途中の売買などにより名義変更があっても月割り課税や還付を行わない。

## (2)環境性能割(令和元年10月1日取得より)

三輪以上の軽自動車の車種区分			注1 (取得価格)×税率	
			自家用	営業用
電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制10%以上低減)			非課税	非課税
注2 ガソリン車・	乗 用	2020年度燃費基準+10%達成		
	貨 物	2015年度燃費基準+20%達成		
ハイブリット車	乗 用	2020年度燃費基準	1.0%	0.5%
	貨 物	2015年度燃費基準+15%達成		
			2015年度燃費基準+10%達成	2.0%
上記以外			2.0%	2.0%

注1) 新車・中古車を問わず取得価格が50万円を超えるもの

注2) いずれも平成30年排出ガス規制50%低減又は平成17年排出ガス規制75%低減達成車(★★★★)に限る

## ○環境性能割の臨時的軽減(自家用の乗用車)

令和元年10月1日から令和2年9月30までの間に自家用の乗用車を購入する場合に限り、税率1%が軽減。

車 種 区 分		通常の税率	臨時的軽減後の税率
電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制10%以上低減)		非課税	非課税
ガソリン車・ ハイブリット車	2020年度燃費基準+10%達成	1.0%	非課税
	2020年度燃費基準		
上記以外		2.0%	1.0%

## ◎ 市たばこ税

- 紙巻たばこ(旧3級品以外) 1,000本あたり 5,692円 (H30.10～)
- 紙巻たばこ(旧3級品) 1,000本あたり 4,000円 (H30.4～)

(エコー・わかば・しんせい・ゴールドンバット等)

- 手持ち品紙巻きたばこ(旧3級品) 1,000本あたり 645円 (H30.4～)

## ◎ 入湯税

- 一人一日 150円

※ 免税者 ・ 12歳未満の者

- ・ 共同浴場及び一般公衆浴場に入湯する者
- ・ 日帰り客で、一人当たりの施設利用料金が1,000円以下のもの
- ・ 学校(大学を除く)の行事として行われる修学旅行等で教職員が引率して行わ



れるものに参加する児童生徒又は学生

◎ 国民健康保険税

		課税対象	医療分	後期分	介護分
(1)	所得割額	課税総所得金額につき…注①	6.40%	1.90%	1.60%
(2)	均等割額	国保加入者一人につき	25,500円	7,700円	8,200円
(3)	平等割額	国保加入世帯一世帯につき	19,700円	6,000円	4,500円
課税限度額			61万円	19万円	16万円

注①: 前年中の総所得金額、分離短期・分離長期譲渡所得金額、株式等にかかる譲渡所得金額、商品先物取引にかかる雑所得及び山林所得金額の合計額から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額

※軽減判定用所得金額が定められた基準以下の場合、均等割額、平等割額が軽減されます。

- ・7割軽減 基礎控除額(33万円)以下の世帯
- ・5割軽減 基礎控除額(33万円) + (28万円 × 被保険者数および**特定同一世帯所属者数**の合算数)以下の世帯
- ・2割軽減 基礎控除額(33万円) + (51万円 × 被保険者数および**特定同一世帯所属者数**の合算数)以下の世帯

※**特定同一世帯所属者**とは、後期高齢者医療制度に移行し、国保被保険者の資格を喪失した者で、継続して同一の世帯に属する者をいいます。

## 16. 所得等の控除額の一覧表

区 分	所 得 税 平成30年分				住 民 税 令和元年度				
控除の種類									
基礎控除額	380,000 円				330,000 円				
配 偶 者 ( 特 控 除 額 )	納税者の合計所得金額			控除の種類	納税者				
	配偶者の合計所得金額	A. 900万円以下	B. 900万円超 950万円以下		C. 950万円超 1,000万円以下	A.	B.	C.	
	① 38万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者控除	①	33万円	22万円	11万円
	②老人配偶者(70歳以上)	48万円	32万円	16万円	配偶者控除	②	38万円	26万円	13万円
	③ 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除	③	33万円	22万円	11万円
	④ 85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円		④	33万円	22万円	11万円
	⑤ 90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円		⑤	31万円	21万円	11万円
	⑥ 95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円		⑥	26万円	18万円	9万円
	⑦100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円		⑦	21万円	14万円	7万円
	⑧105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円		⑧	16万円	11万円	6万円
	⑨110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円		⑨	11万円	8万円	4万円
	⑩115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円		⑩	6万円	4万円	2万円
	⑪120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円		⑪	3万円	2万円	1万円
⑫123万円超	0円	0円	0円	⑫		0円	0円	0円	
※平成30年分から納税者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除が適用されません。また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下(改正前:38万円超76万円以下)に改正されました。					令和元年より同左				
扶 養 控 除 額	年少扶養者(16才未満) 0円  一般扶養親族(16才以上19才未満及び23才以上70才未満)一人につき 380,000円 19才以上～22才以下の扶養親族 630,000円 老人扶養親族(70才以上) 480,000円 同居老親等 580,000円				0円  330,000円 450,000円 380,000円 450,000円				
雑 損 控 除 額	「損害金額－保険金などで補てんされる金額」＝Aの金額を基として計算した、次の①と②のいずれか多い方の金額  ①の金額－(所得金額の合計額×10%)  ②Aの金額のうち災害関連支出額－5万円				同 左				
医療費控除額	『医療費の実質負担額－「10万円と総所得金額等の5%のいずれか少ない金額」(限度額200万円)』又は『スイッチ OTC 医薬品の購入額－1万2千円(限度額8万8千円)』のうちいずれか一方の金額				同 左				
社会保険料控除額	支払った保険料の合計額				同 左				

区 分	所 得 税 平成30年分	住 民 税 令和元年度
生命保険料  控 除 額	<p>① 新契約(H24.1.1以降に契約) 上限12万円            新生命保険料・新個人年金保険料・介護医療保険料 (限度額 各4万円)            20,000円以下・・・支払い保険料の全額            20,000円超～40,000円以下 …… 支払い保険料×1/2+10,000円            40,000円超～80,000円以下 …… 支払い保険料×1/4+20,000円            80,000円超 …… 一律 40,000円</p> <p>② 旧契約(H23.12.31以前に契約) 上限10万円            旧生命保険料・旧個人年金保険料 (限度額 各5万円)            25,000円以下・・・支払い保険料の全額            25,000円超～50,000円以下 …… 支払い保険料×1/2+12,500円            50,000円超～100,000円以下 …… 支払い保険料×1/4+25,000円            100,000円超 …… 一律 50,000円</p> <p>③ ①新契約と②旧契約の双方に加入し、生命保険料控除を適用する場合            ①に基づき算定した新契約の控除額と、②に基づき算定した旧契約の控除額との合計額(最高、各4万円 上限12万円)</p>	<p>①新契約 上限7万円            新生命保険料・新個人年金保険料            介護医療保険料(限度額各 28,000円)            12,000円以下            支払い保険料の全額            12,000円超～32,000円以下            支払保険料×1/2+6,000円            32,000円超～56,000円以下            支払保険料×1/4+14,000円            56,000円超            一律 28,000円</p> <p>②旧契約 上限7万円            新生命保険料・新個人年金保険料            (限度額各 35,000円)            15,000円以下            支払い保険料の全額            15,000円超～40,000円以下            支払保険料×1/2+7,500円            40,000円超～70,000円以下            支払保険料×1/4+17,500円            70,000円超            一律 35,000円</p> <p>③新・旧契約双方の場合            新契約の控除額と、旧契約の控除額との合計額(各 28,000円 全体の上限7万円)</p>
小規模企業共済 等掛金控除額	支払った第一種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額	同 左
地震保険料  控 除 額	<p>損害保険契約等に係る            地震保険料の金額の            合計額            (最高5万円)</p> <p style="text-align: center;">+ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;">             長期損害保険契約等に係る              旧長期損害保険料の金額の              支払額              (支払額の金額が 10,000円を超える場合は支払額×1/2+5,000円)              (最高 15,000円)           </span></p> <p style="text-align: center;">(最高限度額 5万円)</p>	<p>地震保険料            支払った地震保険料の1/2            限度額 25,000円(A)            支払った旧長期損害保険料            限度額 10,000円(B)            5,000円以下 支払額全額            5,000円超～15,000円以下            支払額×1/2+2,500円            15,000円超 10,000円</p> <p>最高限度額 25,000円(A+B)</p>
障 害 者 控 除 額	<p>本人又はその同一生計配偶者や扶養親族のうちに障害者がいる場合</p> <p>障害者一人につき 270,000円            特別障害者一人につき 400,000円            同居の同一生計配偶者または扶養親族の            特別障害者加算額一人につき 350,000円</p>	<p>260,000円            300,000円            230,000円</p>
寡婦・夫控除額 勤労学生控除額	<p>270,000円            特定の寡婦(総所得 500万円以下で扶養の子有) 350,000円</p>	<p>260,000円            300,000円</p>

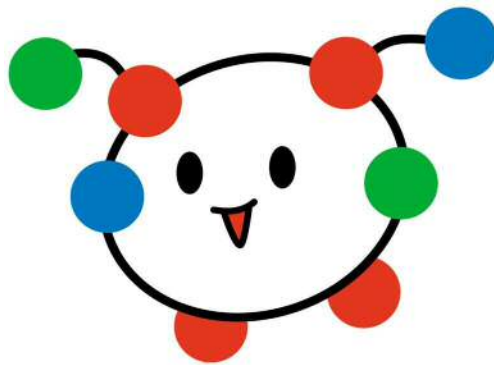
給与所得控除後の給与金額の計算表

収入の範囲	給与所得の金額
給与収入金額=A * { } 内は少数点以下切り捨て	円
A < 651,000	0
651,000 ≤ A < 1,619,000	A - 650,000
1,619,000 ≤ A < 1,620,000	969,000
1,620,000 ≤ A < 1,622,000	970,000
1,622,000 ≤ A < 1,624,000	972,000
1,624,000 ≤ A < 1,628,000	974,000
1,628,000 ≤ A < 1,800,000 [1,628,000 + { (A - 1,628,000) / 4,000 } × 4,000 ] × 60%	
1,800,000 ≤ A < 3,600,000 [1,800,000 + { (A - 1,800,000) / 4,000 } × 4,000 ] × 70% - 180,000	
3,600,000 ≤ A < 6,600,000 [3,600,000 + { (A - 3,600,000) / 4,000 } × 4,000 ] × 80% - 540,000	
6,600,000 ≤ A < 10,000,000	A × 90% - 1,200,000
10,000,000 ≤ A	A - 2,200,000

公的年金等に係る雑所得の速算表 (雑所得の金額 = A × B - C)

年齢区分	A 公的年金等の収入金額の合計額	B 割合	C 控除額
1月1日で 65歳未満の方	[公的年金等の収入金額の合計額が700,000円 までの場合は、所得金額はゼロとなります。]		
	700,001円 から 1,299,999円まで	100%	700,000円
	1,300,000円 から 4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円 から 7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
1月1日で 65歳以上の方	[公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円 までの場合は、所得金額はゼロとなります。]		
	1,200,001円 から 3,299,999円まで	100%	1,200,000円
	3,300,000円 から 4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円 から 7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円





南砺市

さきがけて 緑の里から 世界へ

---

**市税の概要** 令和元年度版

令和元年9月発行

発行者 南砺市市民協働部 税務課

〒932-0292 南砺市井波520

TEL 0763-23-2005

FAX 0763-82-3414

---